

日タイ EPA 利用者 各位

日本商工会議所

日・タイ経済連携協定附属書二及び運用上の手続規則の改正等に伴う
特定原産地証明書発給手続等について
(HSコード2002→2017への移行手続及び日タイEPA証明書のPDF発給)

10月5日にご案内 (https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/20211005thai_hs.pdf) のとおり、日・タイ経済連携協定(以下、「日タイEPA」といいます。)附属書二及び運用上の手続規則の改正により、2022年1月以降に発給する日タイEPA原産地証明書は、2017年版HSコードに基づき原産性を判定された製品が適用になりますが、現状ご利用いただいている原産品判定番号は、以下の移行手続を行うことにより、2022年1月以降も継続してご利用いただくことができます。

この移行手続は、特定原産地証明書発給システムから 12月6日(月)より手続が可能で、具体的なご利用方法等の詳細を下記のとおりご案内します。なお、2021年12月の発給申請・判定依頼の受付期間は、適用するHSコードのバージョンにより異なりますので、予めご了解ください。

また、2022年1月より日タイEPAの特定原産地証明書は、すべてPDFファイル形式による電子発給となります。

記

1. 判定依頼者の宣誓により現行の原産品判定番号を継続してご利用いただけます

附属書二品目別規則(PSR)で適用されるHSコードが2017年版に変更になることに伴い、既に取得されている原産品判定番号については、各製品の判定依頼者が特定原産地証明書発給システム上でHSコードの変更後も原産品判定に影響を与えないことや変更後のHSコード等を確認及び宣誓することで、2022年1月以降も継続してご利用いただくことができます(製品の利用回数も通算でのカウントになります)。移行手続が完了した場合は、同意通知の再提出も不要です。

2022年1月以降は、本移行手続が取られていない2002年版HSコードで取得した原産品判定番号による発給申請の受け付けはできなくなりますので、引き続き判定番号の使用をご希望の場合は必ず移行手続をお願いします。なお、2022年1月以降も移行手続は可能です。

なお、HSコードのバージョン変更によって原産性の判定基準に影響がない製品(4ページご参照)の判定番号については、移行手続を行っていただかなくても、発給システム上自動移行を済ませておりますが、確認画面で移行済みとなっているかどうか、念の

ためご確認いただければ幸いです。

移行手続きは、第一種特定原産地証明書発給システム上で行います。

<発給システム画面（イメージ）>



なお、システムの操作方法は以下のとおりです。

[「日タイ協定 HS コード移行に伴う判定番号継続利用手続」の操作説明](#)

※HS コードの 2002 年版から 2017 年版への移行対応は以下の資料をご参照ください。

[HS2017-HS2002 の対応表 \(UN TRADE STATISTICS CORRESPONDENCE TABLES より\)](#)

<https://unstats.un.org/unsd/trade/classifications/tables/HS2017toHS2002ConversionAndCorrelationTables.xlsx>

2. 2022 年 1 月から日タイ EPA 特定原産地証明書の発給方法が PDF ファイルになります

2022 年 1 月 4 日以降の発給申請分から、日タイ EPA では専用紙での特定原産地証明書の発給を廃止し、全て PDF ファイル形式による電子発給になります。

タイ税関においては、2022 年 1 月から PDF ファイル形式で発給された原産地証明書は PDF 形式で受理可能となりますが、現地での通関システム障害等によりタイ税関から紙面による証明書の提出を求められる場合には、各社で PDF ファイルを A4 サイズの紙[コピー用紙等]にカラー印刷してタイ税関へご提出いただくこととなります。紙面には裏面の記載要領についても必ずご出力ください。

なお、2021 年 12 月以前に専用紙で発給された原産地証明書については、2022 年 1 月以降も有効期間内であればタイ税関で受理されます。

当該 PDF ファイルは、発給審査が終了し、手数料の入金を確認できた後、状態が「交付済」になった時点で、発給システムのサイト上からダウンロード可能です（発給窓口までお越しいただく必要はありません）。

また、これに伴って日タイ EPA での発給手数料の支払方法は、現金での支払いを廃止しますので、事前振込（クレジット払い/事前振込）や後日払いでお支払いください。

※日タイ協定以外の既存協定（日アセアン協定のタイ向けを含む）は、引き続き専用紙での発給が継続されます。

2021 年中に発給された証明書の 2022 年 1 月以降の再発給も PDF ファイルでの発給となります（交付済の証明書の返却と、発給手数料の入金確認後にダウンロード可能となります）。

3. 旧 HS2002 に基づく判定依頼・発給申請の受付期間を短縮します

(1) 原産品判定依頼

旧 HS2002 に基づく新規の判定依頼の受付は 2021 年 12 月 16 日（木）までとし、年内の事務を終了する 12 月 28 日（火）までに「承認」となっていないものは、システム上の状態を「保存」に戻します（この場合、2022 年 1 月 4 日以降に新 HS2017 に基づき再度依頼していただくこととなります）。

(2) 証明書の発給申請

旧 HS2002 に基づく発給申請の受付は 2021 年 12 月 23 日（木）までとし、年内の事務が終了する 2021 年 12 月 28 日（火）までにシステム上の状態が「承認」となっていないものは、状態を「保存」に戻します（この場合、2022 年 1 月 4 日以降に、新 HS2017 に基づき再度申請していただくこととなります）。

※なお、2021 年 12 月中に「承認」した証明書は、1 月以降の交付でも専用紙にて発給し、PDF ファイルでは発給しません。

※2021 年 12 月 24 日以降は、日タイ協定の旧 HS2002 に基づく新規の証明書の発給申請はできません。十分に余裕をもって申請いただきますようお願いいたします。

※輸入通関時に証明書を提出できない場合、関税還付制度の利用についてもご検討ください。

なお、各事務所の年末年始の業務予定は以下の連絡のとおりです。

[年末年始の特定原産地証明書発給事務のご案内（2021 年 11 月 22 日）](#)

4. 新 HS2017 に基づく新規の判定依頼・発給申請の受付は 2022 年 1 月 4 日（火）から開始します

新 HS2017 に基づく新規の判定依頼、発給申請は、いずれも 2022 年 1 月 4 日（火）から受付を開始します。

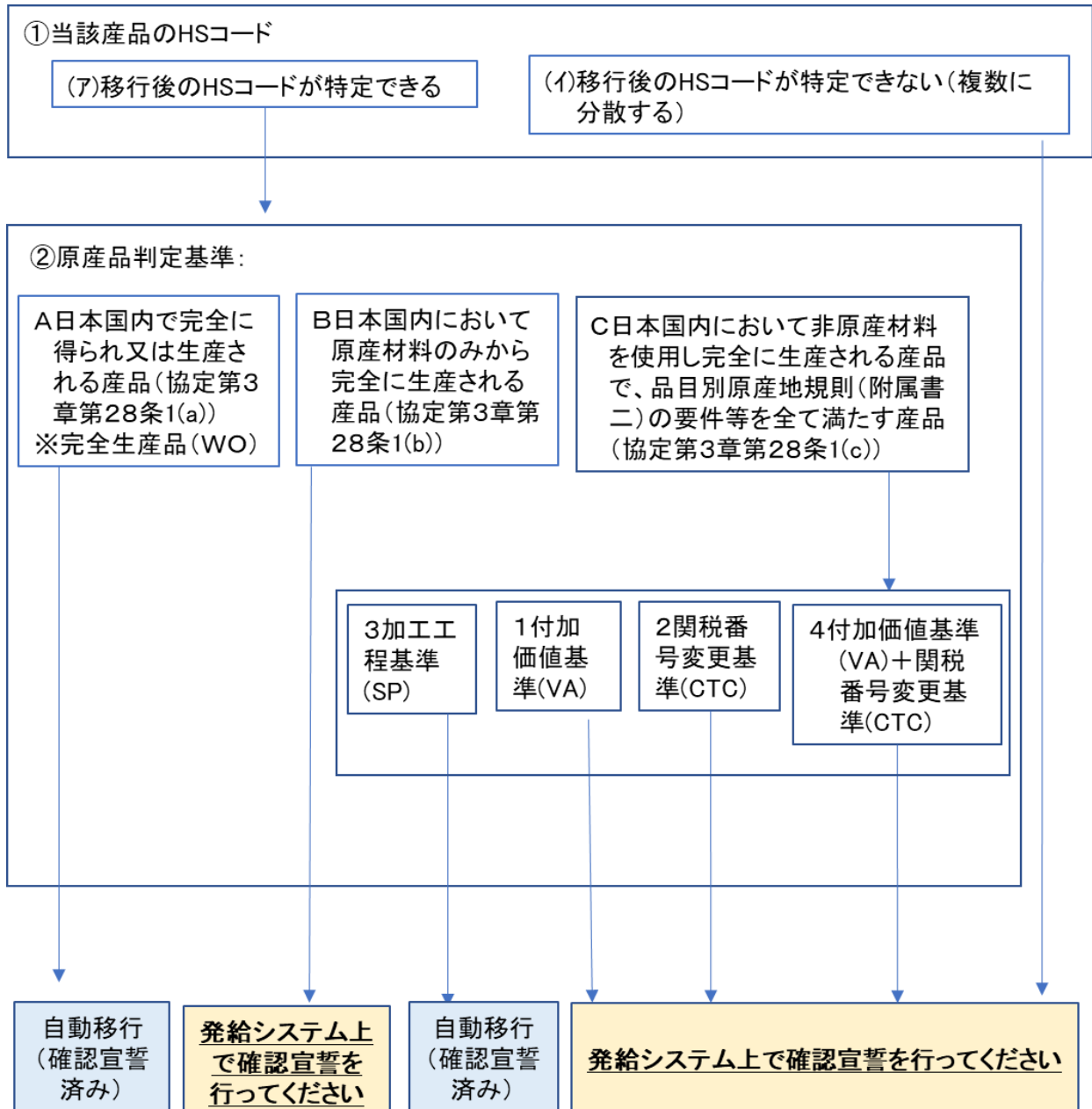
（2021 年中は受付できません）

なお、年始は判定依頼、発給申請が集中し、通常よりも審査にお時間をいただく可能性があります。恐れ入りますが、不要不急のご申請は控えていただけますと幸いです。

(参考) HSコードの移行の状況と使用した原産品の判定基準による製品ごとに必要な手続き

日タイ協定の判定依頼のうち、①移行後のHSコードが1つに特定でき、かつ、②判定基準が完全生産品(WO)または加工工程基準(SP)の場合、発給システム上、自動で移行手続きを完了しています。

<フローチャート>



日タイ協定 HS コード移行手続きおよび証明書 PDF 発給に関する FAQ

(2021 年 12 月 6 日、17 日追記)

1. 日タイ協定 HS コード移行手続きについて

2. 日タイ協定の PDF 発給について

3. 2021 年の年末年始の申請について

【1. 日タイ協定 HS コード移行手続きについて】

Q1-1. すでに日タイ協定の原産品判定を取得しています。2022 年 1 月以降、HS2017 であらためて判定依頼する必要がありますか。

A1-1. すでに HS2002 で原産品判定を取得している場合、製品の原産性と HS2017 の番号を確認したうえで、発給システムで移行手続きを行っていただければ、再度判定依頼いただく必要はありません。移行手続きが完了した場合は、同意通知の再提出も不要です。

Q1-2. HS コードが 2002 年版から 2017 年版に移行しても当該製品の HS コードが同じ場合でも、移行手続きは必要ですか。

A1-2. 輸出する製品の HS コードが同じ場合であっても、材料の HS コードが変わる場合があります。HS2017 の場合の原産性を確認のうえ、移行手続きが必要です。

Q1-3. 2021 年 12 月までに HS コードの移行手続きができなかった場合、どうなりますか。

A1-3. 2022 年 1 月以降も、しばらくは発給システムで HS コードの移行手続きを受け付けます。移行手続きができなかった判定番号は 1 月以降、発給申請ができなくなりますが、移行手続きが完了すると発給申請ができるようになります。

Q1-4. 移行手続きを行わなかった判定番号は使えなくなりますか。

A1-4. 移行手続きを行わなかった場合、2022 年 1 月以降、その判定番号は発給申請できなくなります。

Q1-4. 移行手続きを行い、判定番号を継続利用する場合は、同意通知も継続して有効ですか。

A1-4. 移行手続きを行った場合、同意通知も継続して有効です。あらためて同意通知を提出する必要はありません。

ただし、同意通知の有効期限が切れてしまった場合は、これまでと同様、有効期限を更新するために同意通知の提出をお願いします。

Q1-5. 生産者から同意通知をもらっている判定番号があります。HS コードの移行手続きが完了しているかどうかわかりますか。

A1-5. 原産品同意通知書照会画面から確認することができます。詳しくは以下の操作説明をご覧ください。

- ・「日タイ協定 HS コード移行に伴う判定番号継続利用手続」の操作説明

<https://www.jccci.or.jp/gensanchi/epa/thaiHS.pdf#page=8>

Q1-6. HS2017 の HS コードを教えてください。

A1-6. HS コードについては、輸入者を通じて輸入締約国の税関にお問い合わせください。

なお、HS2002 から 2017 への移行については、世界税関機構が対応表を公開していることから、以下の資料もご参照ください。

- ・ HS2017-HS2002 の対応表

(UN TRADE STATISTICS CORRESPONDENCE TABLES より)

<https://unstats.un.org/unsd/trade/classifications/tables/HS2017toHS2002ConversionAndCorrelationTables.xlsx>

Q1-7. HS コードの移行手続きを行った際に HS コードを間違えてしまいました。番号を訂正できますか。

A1-7. 一度移行手続きを行い、確認宣誓済みとなった HS コードを訂正することはできません。恐れ入りますが、新規で判定依頼を行ってください。

【2. 日タイ協定の PDF 発給について】

Q2-1. 2022 年 1 月以降、タイ協定の証明書が PDF 発給になった場合、PDF ファイルはどのように受け取れますか。

A2-1. 発給申請の審査が完了し、手数料のお支払いが終わった後、発給システムの発給申請画面にダウンロードボタンが表示され、ファイルをダウンロードできるようになります。なお、交付準備完了のメール送信を希望されている場合、証明書がダウンロードできるようになった旨、メールで通知されます。

Q2-2. PDF 発給の場合、ファイルはいつ受け取れますか。

A2-2. 手数料の支払い方法が事前振込またはクレジット決済の場合、入金確認が完了後、PDF ファイルをダウンロードできます。クレジット決済の場合、決済完了後、即時受け取り出来ます。

後日払い（※）で登録されている企業の場合、発給申請が承認されたタイミングで PDF ファイルをダウンロードできます。

※後日払いの要件について

直近 2 ヶ月のいずれの月においても、1 ヶ月あたりの証明書受給件数が 10 件以上、または、1 ヶ月あたりの手数料支払い額の合計が 2 万 5 千円以上の企業該当する企業の方は、日本商工会議所国際部あてに、誓約書（以下の案内にひな形を掲載）をご提

出ください。誓約書が前月末の7営業日前までに到着すれば、翌月の承認文分の発給手数料から後日振込の対象となります。

- ・発給手数料の後日振込払いの要件等について

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/gojitsunagare.pdf>

Q2-3. 2022年1月以降、日タイ協定の証明書を専用紙で発給してもらうことはできますか。

A2-3. 1月以降、日タイ協定の証明書はPDF発給のみとなりますので、専用紙で発給することはできません。タイ税関においては、2022年1月からPDFファイル形式で発給された原産地証明書はPDF形式で受理可能となりますが、現地での通関システム障害等によりタイ税関から紙面による証明書の提出を求められる場合には、各社でPDFファイルをA4サイズの紙[コピー用紙等]にカラー印刷してタイ税関へご提出いただくこととなります。タイ税関から提出を求められた場合は、恐れ入りますが、A4用紙へご自身でカラー印刷いただきますよう、お願いいたします。

Q2-4. 2022年1月以降、日タイ協定の発給手数料を窓口現金で支払うことはできますか。

A2-4. 1月以降、日タイ協定の発給手数料の支払い方法は事前振込（クレジット払い/事前振込）または後日払い（※）となります。発給システムで支払い方法で窓口現金を選択いただくことはできませんので、あらかじめご承知おきください（日タイ協定を選択すると手数料支払い方法で「現金」が表示されなくなり、交付（受取）方法で「窓口」と「郵送」にかわって「PDFで出力」が表示されます）。

なお、2021年12月末までに承認された発給申請の場合は、支払い方法で窓口現金を選択していた場合、1月以降も手数料を窓口現金でお支払いいただくことが可能です。

※後日払いの要件について

直近2カ月のいずれの月においても、1カ月あたりの証明書受給件数が10件以上、または、1カ月あたりの手数料支払い額の合計が2万5千円以上の企業該当する企業の方は、日本商工会議所国際部あてに、誓約書（以下の案内にひな形を掲載）をご提出ください。誓約書が前月末の7営業日前までに到着すれば、翌月の承認文分の発給手数料から後日振込の対象となります。

- ・発給手数料の後日振込払いの要件等について

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/gojitsunagare.pdf>

Q2-5. 2022年1月以降に、PDFで発給された証明書の記載内容が変更になりました。どのように手続きすればよいですか。

A2-5. 船積日の変更などにより、証明書の記載内容が変更になった場合、発給システムで再発給申請をお願いします。元の番号の証明書は、発給システムで取消をいたします。従来は、再発給申請の際に元の証明書を返却いただいていたのですが、PDF発給された証明書の場合、証明書の返却は不要です。

システムの申請手続きについては、以下のマニュアルをご覧ください。

- ・特定原産地証明書発給申請マニュアル（発給システム操作編）

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=58

Q2-6. 2021年12月までに発給された証明書を2022年1月以降に再発給申請することは可能ですか。

A2-6. 可能です。2021年12月までに発給された元の証明書を事務所へ返却していただいたうえで、発給システムから再発給申請を行ってください。なお、2022年1月以降、再発給後の証明書はHS2017にてPDFで発給されます。HSコードの移行手続きが完了していない場合、商品の原産性とHS2017の番号を確認したうえで、発給システムで移行手続きを行ってください。

Q2-7. 証明書のPDFファイルは改ざん防止されていますか。

A2-7. 証明書のPDFファイルはセキュリティ設定によりファイルを編集できないように設定しています。

Q2-8. 日タイ協定のPDF発給に関して、マニュアルはありますか。

A2-8. 12月6日現在、日タイ協定のPDF発給に関するマニュアルを作成中ですので、作成できたら発給システムの重要情報にてご案内いたします。

(2021年12月28日追記)

2021年12月付で発給申請マニュアルに追記いたしました。

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=95

Q2-9. PDFファイルのダウンロードボタンはどこに表示されますか。

A2-9. 発給システムの「発給申請書参照」画面の下部にダウンロードボタンを表示する予定です。「発給申請書参照」画面は、メインメニューの「発給申請書入力」から該当の発給申請の受付番号をクリックするとご覧いただけます。

Q2-10. 2022年1月以降も、発給システムの手数料支払い方法や交付（受取）方法に「現金」や「窓口」は表示されますか。

A2-10. 2022年1月以降、日タイ協定では、手数料支払い方法で「現金」が表示されなくなり、交付（受取）方法で「窓口」と「郵送」にかわって「PDFで出力」が表示されます。証明書はPDFファイルにて交付されますので、恐れ入りますが、手数料は事前振込（クレジット払い/事前振込）や後日払いでお支払いください。

Q2-11. 日タイ協定以外で証明書がPDFで発給される協定はありますか。

A2-11. 日タイ協定以外に、PDFで発給される協定はありません（2021年12月現在）。今後の情報については、発給システムの重要情報をご確認ください。

Q2-12. 日本がタイ協定についてはPDFファイルで発給することについて、タイ税関は知

っていますか。 ※2021年12月17日追記

A2-12. タイ税関のサイトに9月20日付で以下の情報が公表されています。

ข่าวสารความตกลง JTEPA ที่จะใช้บังคับในปี2565 ※タイ語のウェブサイトです
https://www.customs.go.th/cont_strc_simple_with_date.php?current_id=14232932404f505f46464b46464b46

【3. 2021年の年末年始の申請について】

Q3-1. 2021年12月24日以降に発給申請を行いたい場合、どうすればよいですか。

A3-1. 12月24日以降、年内は発給申請を行うことができません。恐れ入りますが、2022年1月4日以降に発給申請を行ってください（HS2017での審査になります）。なお、輸入通関時に証明書を提出できない場合、関税還付制度の利用についてもご検討ください。

Q3-2. 受理されていたはずの判定依頼や発給申請が、2022年1月になったら保存状態になっていました。

A3-2. 12月28日までに承認されなかった場合、2022年1月以降はHS2017の判定依頼、発給申請に変更していただく必要があるため、1月4日に状態が保存になります。該当の判定依頼者、発給申請者には、その旨をご連絡いたします。恐れ入りますが、あらためて判定依頼、発給申請をお願いいたします（HS2017での審査になります）。また、発給申請の場合は登録されている製品のHSコードを変更する必要があるため、12月28日までに承認されなかった発給申請は、製品選択のデータが削除されます。恐れ入りますが、HS2017への移行手続きを行っていただいたうえで、再度製品選択をお願いいたします。

Q3-3. 2021年中に申請予定の証明書データを保存し、2022年1月以降に読み込んだところ製品情報が消えていました。

A3-3. 12月28日時点で保存状態となっていた場合、HS2017で再度製品選択していただく必要があるため、2022年1月4日時点で製品情報が削除されます。

Q3-4. 2021年12月に判定依頼、発給申請したのに、申請が承認されません。

A3-4. 12月28日までに承認されなかった場合、2022年1月以降はHS2017での判定依頼、発給申請に変更していただく必要があるため、承認されていない全ての申請の状態を保存に戻しています。恐れ入りますが、判定依頼、発給申請が保存状態となっている場合、再度申請をお願いいたします。

また、年始は判定依頼、発給申請が集中し、通常よりも審査にお時間をいただく可能性があります。恐れ入りますが、不急のご申請は控えていただければ幸いです。

【お問い合わせ先】 日本商工会議所 国際部

問合せフォーム : <https://www.jcci.or.jp/post-371.html>